



俗說辨四士庶

13
1834
4



門 13
1834
卷 4

5
1271
4



本朝俗説辨四目錄

士度

- 一 浦嶋子蓬萊より三百年餘年を経て帰る説
- 一 倭坂三上山に蜈蚣を射る説 付 秀郷討將門
事をも忠義と稱する説
- 一 藤原忠文將門追討の賞さきを恨て悪果と成る説
- 一 信太小太郎が説

俗説辨四

一源頼光酒奠童子と討説付古蜘蛛の説

一阿倍晴明道満と殺さる蘆生して道満より
説付一条及橘説

一八幡太郎義家阿倍貞任が為る橘とかなる説付
松浦堂の説

一強倉権五郎鳥海保元と眼と射る色答れ矢
を射むると説

本朝俗説辨四

士庶

○浦嶋子蓬萊より三百年十餘年を経て帰る説

俗説云雄略天皇の御宇に丹後國餘社郡人の浦嶋子
といふ者船に乗る大島へ行つたに於て他へて男女を
かたけ浦嶋子に女とせしむる小妻蓬萊より三百年十餘年と
経る深和帝に御宇天長二年に日本小少つと云

或云日本記に雄略帝に御宇二十二年七月丹後國餘社
郡管川の人水江浦嶋子を蓬萊より三百年あり舎人親
王の日本紀を奏上せしむる八元正帝に御宇老四年に

一口何の傍ハ俗家小並て用おしとて園城寺ノ寄進を
 儀々米ととれどもさうふつさざりけりもバツくもさうさ
 志くも家富りけり小家号として儀者たし種と承
 早五年平河門下総國相馬郡よまき反逆しとて小
 帝於とつぬらんとすさまきとつて秀吉宣分とつ
 ありぬ向一攻殺せしつも彼河門強弱絶倫と膚疾
 よひとく矢石も及くく白母も然ることなり結り
 謀めくとしめて兵多ければ殺せし不測方利と失ひ
 けりぬ秀吉つらつらして隠齋もさうくた河門が妻よ毎一
 河門共軀鉄小ひとつとつとも蟀谷乃と為人よ異あり

さうさうとさうさうとさうさうと河門と射殺し首と切く
 之を退くは骸未だつと退て武苑國よつと首と片
 流よとつとく兼らるる小文書せし目と瞑とと骸とつら
 するべしはさうさうとつてお怒とつとつとつとつとつと
 抜六たたとと者河門はらめのみらんを射しとつとつと
 儀者たし謙よとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 ありたり肉もめれて忽ち拈骨とつとつとつとつとつとつと
 此件ノ骸とつとつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 改めし神田明神とつとつとつとつとつとつとつとつとつと
 今按るは淮南子流小螂蛆蜈蚣也性剛蛇見大蛇便縁

上殿^{カミ}を脚^{ツツ}とつきのバ蜈蚣^{ワカマ}の蛇^{ヘビ}を懼^{おそ}ませりハたをみるぬ一
 蛇^{ヘビ}ともも勢^{イカリ}回^{マヒ}御^ミみれ大蛇^{オホヘビ}の祝^{イハヒ}ハ毒^{ドク}なりと招^{イサ}上^{ウヘ}小伏^{コフス}居^イ
 て往^{イリ}来^キれ人^{ヒト}とためを肉^{ニク}を食^クる者^{モノ}ありてかま形^{カタ}
 小怖^{コオホシ}も夫^{ソノ}を放^{ハナ}ら劍^{ケン}と振^ヒくを軀^ミを破^ヤくハ百脚^{ヒャクカク}小腦^{コノウ}
 せしり甚^{オホ}者^{モノ}も事^{コト}なるべし一^{ヒト}知^チるもいづれ又^{マタ}秀^{ヒデ}の
 彼^カ大蛇^{オホヘビ}と名^ナる中^{ナカ}よ入^{イリ}流^{リウ}宮^{ミヤ}小^コの事^{コト}を毒^{ドク}証^シなり
 あんぞあ庭^{ニワ}よ世^ヨ界^{カイ}あらんやあ流^{リウ}神^{シン}秘^ヒ術^{ジュツ}をりて假^カ
 二^ニ世界^{セカイ}とあつてんせりといふ目^メとら海^{ウミ}とく
 るものも有^アりく小^コの事^{コト}もあやか子^コ妖^{ヤウ}怪^{クワイ}
 ふたふかきもく蜈蚣^{ワカマ}を射^イるべしと惡^{アク}毒^{ドク}一^{ヒト}も

いづれか昔^{コト}の周^{シュウ}處^{ヂョ}南^{ナン}山^{サン}は虎^コを擣^ウり蛟^{カウ}を殺^{コロ}して怪^{クワイ}
 書を讀^{ヨミ}でた孝^{コウ}の士^シとわたりといふ日^ヒあを談^{ダン}まへり
 ぞう秀^{ヒデ}のれあふなり一^{ヒト}又^{マタ}流^{リウ}神^{シン}の儀^ギをゆへるあは儀^ギ
 者^{モノ}と号^{ナヅケ}せるとハ遊^{ユウ}なり秀^{ヒデ}の系^{ケイ}号^{ゴウ}住^{ジュ}近^{ジン}江^{カウ}國^{クニ}儀^ギ庄^{シヤウ}の故^コ号^{ゴウ}
 儀^ギ者^{モノ}と記^キせり又^{マタ}のつ謀^{マク}及^キふりて秀^{ヒデ}の宣^{セン}方^{ホウ}をかく
 あり下^{シタ}總^{ソウ}よぬ向^{ムカ}一^{ヒト}親^{シン}のといふも利^リあはれあいつりて
 将^{シヤウ}門^{モン}よとつひ彼^カの妻^メよ通^{ツウ}下^カのつを射^イ殺^{コロ}せといひあ
 又^{マタ}遊^{ユウ}なり盛^{セイ}衰^{サイ}記^キの門^{モン}記^キもと考^{カウ}おふ秀^{ヒデ}の宣^{セン}旨^シをかく
 めりてあやうあはあ守^{モリ}の門^{モン}が及^キ逆^{ギャク}をゆ彼^カの神^{シン}とつあ
 ひ流^{リウ}るべしハ日^ヒをいして胡^コ寇^{コウ}とかくゆ家^ケ守^{モリ}もいんといふ

右文大夫より勅を仰りぬり給詔をうり一人の言よ
あづかり一人の思よりれ是志しぬぐく小生も及
乃^{サカシラ}終よふれりともく命りもどしと拍と奉と
あさふちたれは八つの子の甲ふ通り血なぐれ
出それより宿あふり飲食をまらさひ死よりせく
悪^{ワラ}果とあさつりやと

今按るよぬ門討よとして貞盛を文發向とといふ説大
小語もりぬり紀古事終もと考るよぬつとも叔父國
番と害とともく罪^{ザイ}律のぞくすさて乱とれと
はとた國番が子貞盛常陸よと一が勅命をかぬぬ

もとといふも親の歌かろがあふあつと終とて政門を政
るのば事^{ミヤコ}洛小^{キコ}すれバ討よの大將軍なる忠文副
の軍刑^{キョウ}初^{ハツ}に忠^{チウ}舒^{シュ}散位^{サン}源^{ゲン}絶^{ツツ}基^キ駿^{セン}別^{ベツ}すく下^ゲ向^{キョウ}せしよ
政門とては伏^{フク}誅^{シュ}れ^{ツゲ}告よとてと流とと入くると
一^{ヒト}右^{ミダ}文^{ブン}貞^{テイ}盛^{セイ}と同時よ發^{ハツ}向^{キョウ}せバ貞^{テイ}盛^{セイ}れとと下^ゲ總^{ソウ}小
下して何れぬあつとも身ハ流^{スル}河^カよととまらんや又
右^{ミダ}文^{ブン}貞^{テイ}盛^{セイ}か^カ紀^キといつて死とといふも王代一^{ヒト}流^{スル}よ天^{テン}曆^{リキ}
六年六月^{サンギ}参^{サン}議^ギなる右^{ミダ}文^{ブン}貞^{テイ}盛^{セイ}も歳七十又中納言と略
あつると何れと政門追^{ツイ}討^{ツク}の天^{テン}曆^{リキ}三年より右^{ミダ}文^{ブン}貞^{テイ}盛^{セイ}去
れ天^{テン}曆^{リキ}六年よりとて流^{スル}よとと十二年にねと

是ももとのいへ俗説に相違とあるべし但し似たる度
 何れと菅原為忠スガハラノタカヒの十訓抄ジュンショウに齊信サイシン大相國オホソウクニ友成トモナリ民部タガヤ宰相サイサイ
 此とさサイカン才幹サイカンきとあるにふりて見ミの誠信セイシン乃ナリ君キミと起コトく
 申納言ウケナリよなるも好ヨクひし誠信セイシン我方の不遇フユウとわされ
 さい何ナニたりしれうしう母ハハあつむ七日ナナヒといひは恨ウラミ死シり
 死シ一ヒト終ハシりもとあつむり好ヨクひするがゆびの乳ツメ皆ミナ甲カウよ通トウ
 受けりまにさるしと帝テイ王ワウ臣シ下ゲととめり
 そなため一少シウかむと忽トキよあつむりも何ナニとさうはとねる
 一とありあつむり世セ事ジと何ナニもあつむりてたふさ
 いかおのり

○信太ふた帝ミカドグ説

俗説は天喜テンキ年中ナカは奥州ウチウチ信太シノタを玉造タマヅクリ二郡ニクニの領ネ信田シノタを
 との者何り相馬ソウマ政門セイカドの孫ムコたるを知チして父チチふれられたるを
 母ハハ小太郎コタロウ知雅チマの男ヲ婿ムコ小山コヤマを帝ミカドふ系ケイ家ケと親オヤせし小山コヤマを
 かゝるしと信太シノタをうむひ信太シノタを親子オヤコと追出オシデしとふた帝ミカド此
 と紀キ十四ジュウシヨウ又マタ歳サイありし母ハハとともなひに別番場ベツバンバウに宿ヤド也ナリ
 慈ニギハヤヒうふ母ハハあつむりて死シにたればふた帝ミカド又マタ國クニのひり
 浮湯ウヅユさまとら老オシをのこひ籠城ロウジョウし志ココロをく我ワガらぬも
 浮湯ウヅユくも信太シノタと生ナマてふとが家ケ人ヒト千原チハラさまと
 ふりけし信太シノタがあ糸イト目メと志ココロのひ子原コハラが宿ヤドよあり

あつては官領は補し父兄の仇なりとてく上杉憲忠を
 誅せし事鑑倉九代記旅宿同春号ふつへしりきき
 ととり何とせぬことなれ事を流るりしとてきりりめ
 とも諸國は信ちが嫌が事ゆあふハ右は俗説なるを
 笑て後世好事れ所為なりし
 ○源頼光討酒奠童子説并土蜘蛛の説
 俗説云酒將童子といふ鬼丹波れ國大江山は信ち國亡れ
 ぬるあ指津守源頼光は勅してうしめらる頼光保昌編
 公時定光の季氏山伏は出立て大江山は悲び入酒をたけさ
 へりく童子ふのまじむを酔るるるんで二社に練童

子くは是にかしめく頼光は信ちを流るりしとて器童子と
 切らるしをうらむふ所の婦等と相具しと流るとと云
 又あるとは土蜘蛛をけて頼光とあやませし小頼光
 左刀をわきとくられとさうり字れむとてしめてあげ
 うせぬけお人よ高原保昌は命とてかきか血とてさへ
 て終ふ土蜘蛛をこころさしむといふ
 今按るは頼光酒奠童子とてし事實録よりんて但
 源氏系図和論語等よ頼光誅伊吹山出賊とありと古今
 著書集し市原聖あく半れ腹はかき居る鬼河丸
 とし考を頼光切らるる事と載るとは是等と附會

して世よ傳つるや又異邦よ似たる事行るに深武帝
 の天回年中小歐陽統といふ者山中を通ると此を妻を
 鬼よとてとりこを好くえと尋ね嶺と超溪と傳ひ
 てゆく小妻とつけ履とけて此山より於くとを
 選兵三十人とあつてゆくわづ入は南ふありて
 此と山の山何り緑樹枝とたき洞あなれめら統
 等漸く葛と傳ひ木をよらしてのりふも了て石
 門何り此所小女殺十人何るび居らるが統とんくた
 ろき何なる小妻とてと何統はづらよを幸とあつる使
 女等いとくそ婦人の病よ婦とく床よありとく統と



つまきと門よ入ふふをり門で廊とを中庭一床
 此よ綿と志まり統が妻は石れ榻の上よ婦と
 諸女いとくわきくと君が妻とむとく鬼神小奪
 をれて家ふあれとくと鬼神とくと他行たり
 他日とて愛湯二斛と十疋麻殺十疋を拵れ我
 君と相とらると鬼神とくととて鬼神常に好ん
 てたとらと酒とのむ酔とれたたの色が力をめん
 とくとみ色の練とをりて手足と床よゆひはあし
 一皮踏もハ練かあるときたれ練ももい練の中よ麻と
 道繩とて結ひはるわかきかあくと及べると

膚かろくして鉄乃ごとく好とくならあよれ一脈此下
 此も肉身方らと老ふけあをれやひかんとこせ成さるバ
 死とて一側側の空空かかきぐ食物食物をたらしむるあなりとてふ
 かくも居く相相のべとをす一統統を責ふ海く勢
 此より酒とむととたつて之の伴伴のあふ酒と本
 此刻刻ならふるんで鬼鬼を身身の統統をさすをうかふ
 長六六人人ならふるあき盤盤ある男男なり杖杖とほりて
 阿阿まこれ女女を引引きし物物とむと引引たてし酒と
 のむととて斗斗はねし一一醉醉ぬきハ緒緒女女をさすて

洞洞入入らるるひ知知声声あふさこ社社屋屋あましく婦人出
 て統統をすす移移く統統以下以下れ若洞洞入入て見るふ大大白白猿猿
 四足四足と座座は流流かたれんと見えく徳徳成成とんととそれも
 かあら次次いふは眼眼電電のとも統統以下以下の長鬼鬼が臍臍の下
 とさしてこまんところ一かきかきあくるある赤赤の財財をいつめ
 又又あふ世世よ希希ならものあうらひとら女女三十人皆
 又又あふ河河りあふさ女女をさよ何れと十年よをさび容
 又又あふねとらあふとたちゆきかんとあふ波波鬼鬼目目で
 とら他他山山よとびゆく一殺殺百里里勢勢よるんでかつと
 めん統統を妻妻及及緒緒女女とねる一財物財物をとらりをもくせて

かつると云事白猿傳小記よりある酒時子此説
 ハ一事小授て他出せるものなりと云又去蜘蛛の事
 日本紀と考ふるに蟲類六あり古會之無聊此
 考家と流るることあり然るに巢は居穴は慶考との
 つり釋日本紀に去蜘蛛と記しては恒居穴中
 故賜賤号曰去蜘蛛とあり又小文盲なる者字義
 誤て蟲類と妖毒れ説と流るり程先武
 勇と稱さんとしてかつり良物と甚祿と後之べき乃
 是さなり

○何倍晴明乃満よ教され菰生して乃後と討統付一茶及移説

俗説云何倍晴明支那よ越さ新山此伯乃といふ者よ
 して文殊大士の天理を學ぶ伯乃一考此書とありふ
 文殊神裏書陸陽内傳集と云伯道晴明とい海心
 子酒張乃むとなれ其小ゆることとされ志
 賭と云しとねと云ふ三事と云つくと晴明別
 のそとて新山よ小唐と流るりて海國の後多し我
 牙小恙あつば唐必焼ぬべいと云く本國よゆり件
 の書とハゆく秘して蓋蓋したる石連といれり
 容小晴めり才子乃後といふ考ゆり書と云んと
 と称ふといふもねと云ふ家あひとく晴明が妻李

ふとあつといふ二事とあるを世傳のそと文と辨かす也
とらるる

○八幡太郎義家の信貞任つるに搦とかりて統付松浦
黨の説

俗説は八幡太郎義家の信貞任を責むる小軍殿
とてよく歌れたる小搦とかりてむとふ貞任が女は通ト圍
とせぬるをぬるむ軍と發し貞任を討宗任を搦捕して是
次筑紫に流と今の松浦黨是なり任とる所と安倍徳と云
今按ふ小陰眞話記は後冷泉院元治二年に眞
州に安倍頼時といふ者謀反するふと川之源頼義勅を

なかりて討使として奥州より下向して天喜五年九月小
頼義頼時と攻て大に義家頼時をよほつて死せ
同日十一月頼時が子貞任軍士四千人と率して頼義也
義家の頼義に軍敗れく死する者殺百人よ及び頼義其
子義家高徳なる京通大宅光任清原貞廣藤原
範季苗原則の上七騎よたるとして大敵よかこはるる
ふれども義家驍勇絶倫ありて騎射のよく白刃を
冒し重圍を破れこぼるるよ川之夷人怖れて引退と
各まぬらうとせむとありと七騎よありと云ふ
かこまらうとせむと搦と率一軍ハか一安倍系也

よ貞任二男一女ありて其子の義家の妻となりて其子
 めて貞任義死の後より女子と義家妻とせり播磨なる
 肉は通じりふは阿久比又宗任と筑紫ふたなりとて
 古と著阿集よ宗任後よハ義家此家人と本一が義
 家の武威小忍れて父兄の仇と復されんたりとて
 又宗任を松浦黨とてとも松浦と安倍とハ
 同姓より阿久比松浦黨ハ源氏少く三回源次徳業
 系たり松浦系よ綱子久徳西松浦の祖たり
 久より正弘好強武繁増と相續と安倍家傳と考家
 小神武天皇いよ中国よ入たすなりとて此宇麻志摩

治命振州を領し膳助嶽少く十餘年相ありて終り
 神武帝より務をまゝなるに也髓をといふ若帝此所
 兄或討をろあよびと記傳せりふかき先安日ハ
 追殺をもも津輕よ使し演安東浦と記と齊明帝
 此所宇小蝦夷人日中よ襲奪せりよ帝安倍比羅史
 とを軍として差向らしとてとも毎方利とて
 ありびと記安日ヨ事あよ安日といふ者阿部比羅
 夫ハ陳所よあり若ていよく口は是ハ安日ヨ事也
 往昔安日神武帝此勅勅をのりてより今ふ
 まく故郷より移るるハ先祖ノ罪と振るとて先

宗の後流安楽を命^ス勢^カと云考^ス時^トと^シむ^{コト}と^シら^ル
 加相^カ模^カ入^ル。捕^ト正^シ成^スと遣^ハて^テ竟^ス勢^カを^シら^ル。し^テ安^カ楽^ト
 我^ガ負^ヘて^シ津^ツ輕^カに^シ退^クくと^シ記^スせり^ト是^レを^シラ^ル説^トと^シて^シ安^カ倍^ト
 と^シ松^{マツ}浦^{ウラ}と^シ出^デ自^ジの^{コト}異^ナら^ルと^シあ^ルと^シ又^シ安^カ倍^ト傳^ハ八^ツ筑^ツ前^ノ
 所^ニと^シ今^ノ八^ツ藍^ノ松^{マツ}浦^{ウラ}八^ツ肥^ヒ前^ノは^レ所^ニと^シ記^スる^ト日^ノ本^ノ紀^ノ萬^ノ葉^ノ集^ノ等^ノ小^ノ
 安^カ倍^ト傳^ハの^{コト}事^ト所^ニと^シバ^レ往^ク古^ノより^レ此^ノ名^ヲし^テ宗^ノ任^シて^シ来^ル此^ノ名^ヲし^テハ
 あ^ルと^シら^ル事^ト明^カかり

○德倉槍^ト八^ツ播^ハ太^タ郎^ノ義^ノ家^ノ奥^ノ州^ノ此^ノ安^カ倍^ト負^ヘ任^シ宗^ノ任^シ征^シ伐^スの^トと^シら^ル
 射^スと^シ説^ト

俗^ノ説^ト云^フ八^ツ播^ハ太^タ郎^ノ義^ノ家^ノ奥^ノ州^ノ此^ノ安^カ倍^ト負^ヘ任^シ宗^ノ任^シ征^シ伐^スの^トと^シら^ル

義^ノ家^ノの^{コト}家^ノ臣^ト録^ス倉^ノ槍^ト八^ツ郎^ノ系^ノ正^シ多^ク海^ノ弥^ノ三^ノ郎^ノと^シ記^スる^ト此^ノ眼^トと^シ
 射^スと^シと^シ前^ノと^シぬ^クと^シ三^ノ日^ト三^ノ夜^ト持^テと^シま^リり^テ答^ノの^ノ矢^トと^シぬ^ク
 ち^テと^シ三^ノ郎^トと^シ射^スと^シぬ^クと^シぬ

今^ノ按^ズる^ト陰^ノ奥^ノ話^ノ記^ス何^レ倍^ト氏^ノ傳^トと^シ考^スる^ト康^ノ平^ノ五^ノ年^ト頼^ノ義^ノ
 義^ノ家^ノ奥^ノ州^ノ征^シ伐^スの^トと^シ記^スる^ト身^ノ名^ト海^ノ弥^ノ三^ノ郎^ト宗^ノ任^シ征^シ伐^ス
 虜^ト小^ノと^シと^シる^ト古今^ノ著^ノ聞^ノ集^ノを^シ考^スる^ト小^ノ奥^ノ州^ノ後^ノ三^ノ年^ト記^ス小^ノ寛^ノ治^ノ
 五^ノ年^ト義^ノ家^ノ武^ノ衛^ノ家^ノ衛^トと^シ合^シ戦^スの^トと^シ記^スる^ト德^ノ倉^ノ槍^ト八^ツ郎^ノ系^ノ正^シと^シ
 云^フ者^ト十^ノ六^ノ歳^トな^リら^ルと^シ右^ノ此^ノ眼^トと^シ射^スと^シぬ^クと^シぬ^クと^シ矢^トと^シぬ^ク
 答^ノの^ノ矢^トと^シ放^リら^ル敵^トを^シ射^スと^シり^テ陣^ヲあ^リと^シぬ^クと^シ三^ノ浦^ノ平^ノを^シ命^ト
 ち^テし^テ矢^トを^シぬ^クと^シり^テと^シ記^スる^ト年^ノ數^トと^シぬ^クと^シぬ^クと^シぬ^ク

海が虜とちねるより十三三年を経て素直うまひは
ハ多海に射し獲りたよハあし守かごとく俗説のおまじと
まじり

海が虜とちねるより十三三年を経て素直うまひは
ハ多海に射し獲りたよハあし守かごとく俗説のおまじと
まじり

俗説并四

上 海堂

